

岩手県野球協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、岩手県野球協会と称する。

第2条 本会の事務所は、会長が指定した県内市町村に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、正しい野球の健全なる普及発展と会員相互の親密な連携協調を図るとともに、県民の体力とスポーツマンシップの涵養に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内軟式野球大会の主催及び後援
- (2) 軟式野球の普及発展に関する指導研究
- (3) 軟式野球の技術向上に関する指導研究
- (4) 野球審判の技術向上に関する指導研究
- (5) 公認野球規則及び競技者必携の普及徹底に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び組織

第5条 本会の会員は、本会の目的、事業に賛同し本会に登録する、一般会員及びチーム会員とし、他の軟式野球団体に加盟しても、公益財団法人日本体育協会の制定するスポーツ憲章及び公益財団法人全日本軟式野球連盟の競技者規定を遵守する者は、積極的に加盟を認めるものとする。

第6条 本会は、加盟団体及び加盟会員をもって組織する。

2 本会は、郡市ごとに郡市野球協会を、市町村に市町村野球協会を設ける。

3 郡市野球協会及び市町村野球協会は、その地域内の会員をもって組織する。

4 郡市野球協会及び市町村野球協会は、この規約に準拠し、当該郡市及び市町村野球協会規約等を定めなければならない。

5 本会は、各種県大会の円滑な運営等を図るため、郡市野球協会ブロック支部を設ける。

6 郡市野球協会ブロック支部は、登録チーム数、地域間の交通利便性等を総合的に勘案し、県内8ブロックとする。

第4章 評議員

第7条 本会に評議員を置き、その任期は2年とする。

第8条 評議員は、市町村野球協会等から1名を選出し、本会に報告する。

2 任期満了前の評議員に交代等の事由が生じたときは、市町村野球協会等は速やかに後任の評議員を選出し、本会に報告する。

3 前項により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 評議員会

第9条 評議員会は、評議員をもって構成し、次の事項について審議決定する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。

- (3) 規約、規程及び細則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 規約で定める役員を選任に関すること。
- (5) その他会長が必要と認める重要な事項に関すること。

第10条 評議員会は、毎年1回定期に会長が招集し、議長は、評議員の互選による。
2 評議員会は、評議員定数の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 評議員会に出席できない評議員は、代理人を出席させることができる。この場合、代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

4 評議員会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 役員

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) ブロック長 8名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 2名
- (6) 常任理事 若干名
- (7) 理事 若干名
- (8) 監事 2名

第12条 会長及び副会長は、評議員会で選任する。

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。

第12条の2 ブロック長は、郡市野球協会ブロック支部から各1名推薦し、会長が委嘱する。

2 ブロック長は、ブロック内会務を統括するとともに、会長及び副会長を補佐する。

第13条 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。

2 理事長は、会長の命を受け、会務を履行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 常任理事は、理事長を補佐し、会務を執行する。

第14条 理事は、郡市野球協会ブロック支部から各2名推薦し、会長が委嘱する。

2 前項に規定する理事に交代等の事由が生じたときは、担当郡市野球協会ブロック支部では後任者について、速やかに推薦し、会長が委嘱する。

3 会長は、必要と認めるときは、理事を若干名指名委嘱することができる。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

第15条 監事は、評議員会で選任する。

2 監事は、会務及び会計を監査する。

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 名誉会長、顧問及び参与

第17条 本会に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、本会の目的、事業に賛同する者の中から、理事会に諮って会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、必要に応じ、助言することができる。

第8章 会議

第18条 本会の会議は、理事会及び常任理事会とする。

第19条 理事会及び常任理事会は、会長又は理事長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 理事会及び常任理事会で審議決定する事項は、次のとおりとする。

(1) 評議員会への提案事項に関すること。

(2) 内規及び基準等の制定及び改廃に関すること。

(3) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

3 緊急を要する事項で、評議員会に諮るいとまがないときは、理事会が代行することができる。この場合、次の評議員会で承認を得るものとする。

4 第10条第2項及び第4項の規定は、理事会及び常任理事会にこれを準用する。この場合、同条同項中「評議員会」とあるのは、「理事会及び常任理事会」と読み替えるものとする。

第9章 専門委員会

第20条 本会の円滑な事業遂行のため、次の専門委員会を置く。

(1) 企画事業運営委員会

(2) 審判技術委員会

(3) 強化対策委員会

(4) 広報記録委員会

(5) 表彰審査委員会

(6) 放送委員会

2 専門委員会の委員は、役員又は野球の識見を有する者の中から、理事会に諮って会長が委嘱する。

3 専門委員会委員の任期は2年とする。

4 専門委員会の構成及び運営並びに所掌事項は、別に定める。

第21条 専門委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

第10章 会計

第22条 本会の経費は、補助金、登録料、事業収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第23条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第11章 事務局

第24条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局員を置き、会長が任命する。

3 事務局長は、会長の命を受け事務を処理する。

第12章 加盟する団体

第25条 本会は、公益財団法人全日本軟式野球連盟に加盟する。

第26条 本会は、東北軟式野球連盟に加盟する。

第27条 本会は、公益財団法人岩手県体育協会に加盟する。

第13章 補則

第28条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規約は、平成14年3月16日から施行する。

2 現に役員に就任している者の任期は、第14条の規定にかかわらず、現行の任期とする。

3 この規約施行の際、現に存する郡市野球協会で、規約施行日以後に市町村合併が行われた場合の当該郡市野球協会の取り扱いについては、当該郡市野球協会から合併前の郡市野球協会への継続加入の届け出があったときは、同一性をもって当分の間、この規約の相当規定による郡市野球協会とみなす。

改正の沿革

(昭和24年1月1日岩手県野球協会規約施行)

(昭和32年2月16日 一部改正)

(昭和41年2月12日 一部改正)

(昭和48年3月 3日 一部改正)

(昭和63年2月26日 一部改正)

(平成 6年2月28日 一部改正)

(平成13年3月 3日 一部改正)

(平成14年3月16日 全部改正)

(平成15年3月16日 一部改正)

(平成17年2月27日 一部改正)

(平成21年3月 1日 一部改正)

(平成24年2月26日 一部改正)

(平成26年3月 2日 一部改正)

(平成27年3月 1日 一部改正)

(平成30年3月 4日 一部改正)

(平成31年2月24日 一部改正)

(令和 3年2月28日 一部改正)

(令和 4年3月 6日 一部改正)